

江府町条例第12号

地方自治法第179条第1項の規定により、江府町国民健康保険税条例の一部を改正することについて、次のとおり専決処分したので公表する。

令和8月5月21日

江府町長 白石 祐 治

江府町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

江府町国民健康保険税条例（昭和45年江府町条例第20号）の一部を次のとおり改正する。

改正後	改正前
<p>(低所得者の国民健康保険税の減額)</p> <p>第15条 略</p> <p>(1) ア イ ウ エ オ キ ク 略</p> <p>ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>5 1 6 円</u></p> <p>(2) 特定世帯 2 5 8 円</p> <p>(3) 特定継続世帯 3 8 7 円</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) ア イ ウ エ オ カ キ ク 略</p> <p>ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、そ</p>	<p>(低所得者の国民健康保険税の減額)</p> <p>第15条 略</p> <p>(1) ア イ ウ エ オ キ ク 略</p> <p>ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>5 1 7 円</u></p> <p>(2) 特定世帯 2 5 8 円</p> <p>(3) 特定継続世帯 3 8 7 円</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) ア イ ウ エ オ カ キ ク 略</p> <p>ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、そ</p>

れぞれに定める額

- (1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1 4 7 円
- (2) 特定世帯 7 3 円
- (3) 特定継続世帯 1 1 0 円

2 (1) (2) 略

(3) 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児 1 人について次に定める額

- ア 前項第 1 号キに規定する金額を減額した世帯 1 4 0 円
- イ 前項第 2 号キに規定する金額を減額した世帯 2 3 4 円
- ウ 前項第 3 号キに規定する金額を減額した世帯 3 7 4 円
- エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 4 6 8 円

れぞれに定める額

- (1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1 4 8 円
- (2) 特定世帯 7 3 円
- (3) 特定継続世帯 1 1 0 円

2 (1) (2) 略

(3) 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児 1 人について次に定める額

- ア 前項第 1 号キに規定する金額を減額した世帯 3 2 7 円
- イ 前項第 2 号キに規定する金額を減額した世帯 2 3 4 円
- ウ 前項第 3 号キに規定する金額を減額した世帯 9 3 円
- エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 4 6 8 円

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の江府町国民健康保険税条例の規定は、令和 8 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 7 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。